## 2号・3号認定での入園を希望する場合 (聖徳は2号認定のみ)

## お住いの自治体にて手続きをしてください

お住いの自治体で 支給認定を申請しま す。 お住いの自治体から 支給認定証を交付し ます。 必要に応じて、

自治体にて

利用調整が

実施されます。

当園の利用決定が通知された後、当園にて利用契約を行い、利用開始となります。

- 1. お住いの自治体で支給認定申請書を配付します。
- 2. 支給認定申請書にご記入のうえ、お住いの自治体に提出してください。※雇用証明書などの保育を必要とすることが確認できる書類が必要となります。
- 3. お住いの自治体から支給認定証(2号・3号認定)が交付されます。
- 4. お住いの自治体に入園を申込みます。
- 6. 自治体での利用調整ののち決定した当園と利用契約をします。
- 7. 重要事項説明書を確認していただきます。
- 8. 重要事項を承認ののち、入園面接をします。
- 9. 面接時に入園願書と申込料5,000円を添えて園まで提出してください。
- 10. 以上で当園と利用契約が完了し、入園日より教育・保育活動が開始します。

